

第二四回

参第一三号

慰老年金法（案）

（目的）

第一条 この法律は、老令者に対し、国が慰老年金を支給して、その生活内容の充実に資するとともに、老後の精神的安定を図ることを目的とする。

（負担）

第二条 この法律に定める慰老年金の支給のために要する費用は、すべて国の負担とする。

（受給資格）

第三条 慰老年金を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 年令満六十五才以上であること。
- 二 日本の国籍を有し、かつ、日本国内に住所を有していること。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条（同法第七百三十四条において準用する場合を含む。）の規定により、市町村民税（都民税を含む。以下同じ。）を課せられることがない者又は同法第三百二十三条（同法第七百三十四条において準用する場合を含む。）の規定により、市町村民税を免除されている者であること。

（慰老年金の支給を受けることができない者）

第四条 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者には、慰老年金を支給しない。

（慰老年金の額）

第五条 慰老年金は、年額三千円とする。

（支給の方法）

第六条 慰老年金は、月割とし、毎年四月、八月及び十二月のそれぞれ十日までに、その当月までの分を支給する。

（支給の申請及び決定）

第七条 慰老年金の支給は、第三条に規定する要件を満たす者の住所地の市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）が、同条に規定する要件を満たす者、その扶養義務者又は民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に規定する民生委員の申請に基づいて決定する。

2 前項の申請に関する必要な手続は、厚生省令で定める。

（支給の始期及び終期）

第八条 慰老年金の支給は、支給の決定があつた場合において、支給の申請のあつた日の属する月から始め、第十条第一項各号の一に該当するに至つた日の属する月で終る。

（支給の特例）

第九条 慰老年金の支給の申請があつた後において、その支給を受けるべき者が当該慰老

年金の支給を受けないで死亡したときは、当該慰老年金は、その支給を受けるべき者をその死亡の当時扶養していた者に、扶養していた者がいないときはその支給を受けるべき者の相続人に支給する。

(受給権の消滅)

第十条 慰老年金の支給を受ける者が次の各号の一に該当する場合には、当該慰老年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 第三条に掲げる要件の一以上を欠くに至ったとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

2 前項第二号に該当しなくなつた場合又は第三号に規定する刑の執行を終り若しくは受けることがなくなつた場合においては、再び支給の申請をすることを妨げない。

(不正受給に対する措置)

第十一条 不実の申請その他不正な手段により、慰老年金の支給を受け又は他人をして受けさせた者があるときは、市町村長は、当該慰老年金の額に相当する金額の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

(事情変更の届出義務)

第十二条 慰老年金の支給を受ける者について、第十条第一項に規定する事項その他厚生省令で定める事項が生じたときは、本人、その扶養義務者又は民生委員は、すみやかにその旨を市町村長に届け出なければならない。

(生活保護法との関係)

第十三条 この法律に基く慰老年金の受給は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受ける権利に影響を及ぼすものではない。

(時効)

第十四条 慰老年金の支給を受ける権利は、当該慰老年金の支給期日から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(非課税)

第十五条 慰老年金として支給を受けた金額は、これを標準として、租税その他の公課を課せられることがない。

(差押及び譲渡の禁止)

第十六条 慰老年金として支給を受けた金額又は慰老年金の支給を受ける権利は、差し押えられることがない。

2 慰老年金の支給を受ける権利は、譲渡することができない。

(不服の申立)

第十七条 この法律の規定による市町村長の決定又は処分不服がある者は、当該決定又は処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、都道府県知事に不服の申立をすることができる。支給の申請の日から六十日以内に決定を受けない者は、その六十日を

経過した日に、その申請が却下されたものとみなすことができる。

2 前項に規定する不服の申立に対する決定に関して必要な事項は、政令で定める。

(無料証明)

第十八条 慰老年金の支給を受けるべき者は、その戸籍に関して、戸籍事務を掌る者又はその代理者に対して、無料で証明を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 慰老年金法（昭和三十一年法律第 号）を施行すること。

(民生委員法の一部改正)

3 民生委員法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 慰老年金法（昭和三十一年法律第 号）の施行について協力すること。

理 由

老令者に対し、国が慰老年金を支給して、その生活内容の充実に資するとともに、老後の精神的安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約百十億円